表二十七黒川の項中「宮城県」の下に「富谷市及び」を加え、同表仙北の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 会津 | 福島県会津若松市及び耶麻郡磐梯町 |
| 北軽井沢 | 群馬県吾妻郡長野原町及び嬬恋村 |

表二十八八ヶ岳の項を削る。

表二十九吾妻西部の項を次のように改める。

**○経済産業省告示第十五号**

次の教育施設について、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項表の学歴又は資格の項第三種電気主任技術者の欄の第三号に規定する認定を行ったので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十九年二月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 所在地 | 教育施設名 | 学部・学科名 | 認定に係る免状の種類 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 秋田県大館市片山町三丁目十番四十三号 | 秋田県立大館桂桜高等学校 | 電気科電気技術コース（全日制課程） | 第三種電気主任技術者免状 | ①平成二十八年度編入学生から適用（旧秋田県立大館工業高等学校電気科の平成二十六年四月入学生及び平成二十七年四月入学生）<br>②平成二十八年度入学生から適用 |

**○国土交通省告示第七十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五反田川第一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市本堂町

八四字雲井谷　一番一から一番一五まで

一番一七から一番一九まで

二番一から二番一七まで

三番一から三番七まで

三番九

六番二

七番

八五字高雄谷　三番二

三番一五

三番一六

三番二四

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雲井谷川第一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市羽坂町

四三字下東谷　一番及び二番

四四字上東谷　一番一及び一番二

四五字寺田　一番

四六字箱屋原　一番一及び一番二

二番一から二番四まで

二番一地先無地番地

一番から四番まで

四番地先無地番地

一番一から一番三まで

四七字大畑　二番

三番一から三番五まで

四番一及び四番二

五番一及び五番二

六番一から六番四まで

七番

八番一及び八番二

九番一から九番四まで

一〇番一及び一〇番二

一一番一及び一一番二

一二番一から一二番六まで

一三番一及び一三番二

一四番一から一四番四まで

一五番から一七番まで

一八番一及び一八番二

一六番地先無地番地

福井県福井市本堂町

八四字雲井谷　三番八

四番

五番一

六番一　六番三及び六番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県福井市本堂町

一字雲井谷山付　二番一　一号、八号及び九号

地先道路敷　二号及び三号

八四字雲井谷　五番三　四号から六号まで

六番五　七号

五番一

**○国土交通省告示第七十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

庵の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字三十木

字アンノ谷　三二九番　一号、十八号及び十九号

三三一番二　八号

三三一番一　九号

二九一番二　二号

二九三番　三号

三〇一番四　四号及び五号

三〇一番一　六号

三三二番二一　七号及び十号

三三二番二〇　十一号及び十二号

三三二番一五　十三号及び十四号

三三二番一　十五号から十七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線（標柱八号と九号については平成十六年国土交通省告示第千四百八十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字三佐

字戸崎　七〇番二　一号

八〇番　二号

字藤原　一四〇番一　三号

一四七番　四号

一五〇番二　五号

一五五番二　六号

一五九番三　七号

一五九番一　八号

字井ノ上　六三四番四　九号

字中橋　一六一番一　十号

一八四番一　十一号

一九九番一　十二号

二一七番一　十三号

二二二番　十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

橘谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県西牟婁郡白浜町椿

字大谷　一〇〇六番二〇　一号

一〇〇六番一　二号から十四号まで

**○国土交通省告示第七十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小七河原川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十四年建設省告示第千百三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡高森町大字上色見

字猫嶽　一〇番二七七　一号から三号まで

一〇番二七四　四号及び五号